

序章. はじめに

序章では、計画の背景や基本的な事項、前計画「第2次瀬戸市環境基本計画（以下、「第2次計画」と称す。）」の総括、本計画を策定する上での計画の視点を示します。

1. 計画の背景

本市は、名古屋市の北東約 20km に位置し、周囲を標高 100～300mの小高い山々に囲まれ、気候も温暖なまちとなっています。また、良質で豊富な陶土に恵まれたこの地で、先人たちは新しい技術や文化を柔軟に取り入れ、「せとものまち」を発展させてきました。

一方で、市民の日常生活や社会活動の変化により環境への負荷が増大し、工場や自動車の排気ガスによる大気汚染、事業所や家庭からの排水による水質汚濁、廃棄物の増加といった身近な環境問題から、地球温暖化の進行、生物多様性の低下といった地球規模の問題など、さまざまな環境問題が生まれてきました。

このような環境問題に対処するために、本市では第1次計画となる「瀬戸市環境基本計画」を平成12年度（2000年度）に策定し、市民・事業者・市の連携・協働のもと、さまざまな環境施策を実施しました。次いで、平成22年度（2010年度）に策定した第2次計画に基づき、市民や事業者と市の連携・協働もさらに進み、自然環境の保全のための活動や地球環境の向上のための取組を進めてきました。

しかし、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災を契機としたエネルギー問題や、近年、増加している夏の猛暑や豪雨災害といった気候変動問題をはじめとした地球環境の危機など、新たな環境課題も発生し、解決しなくてはならない課題がまだまだ残された状況となっています。

世界的には、平成 27 年（2015 年）の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」に基づくCO₂の削減目標に向けた取組や、平成 22 年（2010 年）の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で設定された「愛知目標」による生物多様性を守るための取組などが断続的に進められています。また、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づき、持続可能な世界を実現するために、地球上の誰一人として取り残さぬよう、先進国のみならず発展途上国も含めた国連に加盟する全ての国がSDGs達成に向けた取組を進めています。

このように本市を取り巻く環境情勢が刻々と変化する中、第 1 次計画から一貫して「環境創造都市」を標榜する本市としては、第 3 次となる本計画を着実に推進していくことで、市民や事業者一人ひとりの身近な環境への取組が本市の自然環境や生活環境を向上させ、良好な地球環境の持続性にもつながることを意識し、瀬戸の良好な環境を次代につなぐことを目的として、この計画を策定しました。

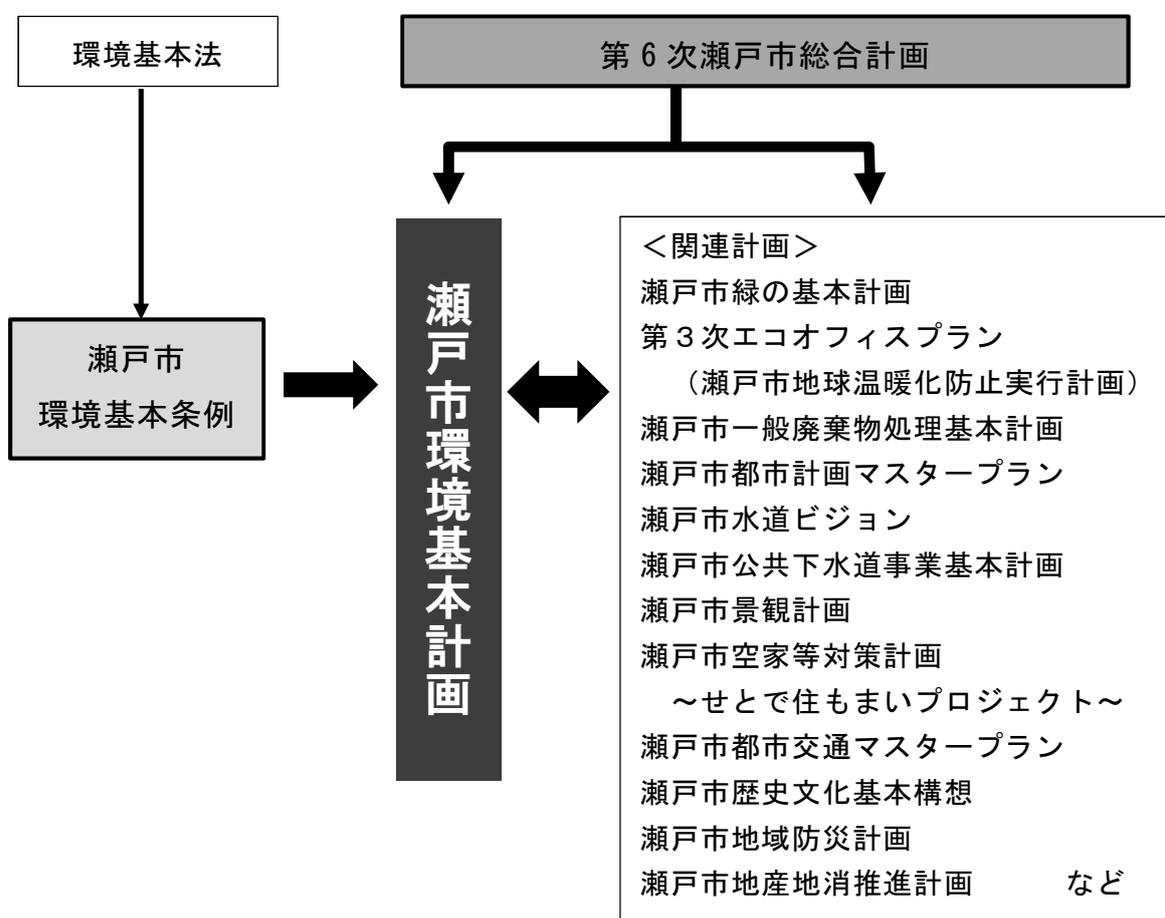


2. 計画の基本的事項

(1) 位置づけ

本計画は、本市の施策を環境面から横断的に捉えた行政計画であり、瀬戸市環境基本条例を根拠として、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、「第6次瀬戸市総合計画」をはじめとする本市の関連計画を、環境の側面から効果的に推進する役割を果たすと同時に、市民・事業者・市が環境の保全と創造に取り組むための目標や方針、連携・協働のあり方についての方向性を示しています。



(2) 市民・事業者・市の役割

本計画の根拠となる「瀬戸市環境基本条例」では、市民・事業者・市が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを定めています。本計画でも、それぞれの役割に沿った施策や方針を掲げます。

■市民・事業者・市の主な役割

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">◆日常生活における環境負荷を低減させます。◆環境保全に向けて積極的に行動します。◆市の環境施策へ積極的に参加・協力します。◆多様な主体との連携・協働の取組に積極的に参画します。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">◆事業活動に伴う公害防止と自然環境の適正な保全をします。◆事業活動における環境負荷の低減とそのための情報提供をします。◆市の環境施策へ積極的に参加・協力します。◆多様な主体との連携・協働の取組に積極的に参画します。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">◆総合的かつ計画的な環境施策を実施します。◆率先した環境負荷低減へ取り組みます。◆市民と事業者の取組を支援します。◆市民と事業者と効果的に連携・協働を図ります。◆大学などの学術・研究機関との連携・協働を図ります。◆国や他の地方自治体との広域的な連携、国際協力に努めます。

(3) 期間

本計画の対象とする期間は、施策やプロジェクトの推進によって中長期的な目標が達成されるよう令和3年度（2021年度）からの10年間とし、目標年次を令和12年度（2030年度）とします。

また、環境の保全と創造に向けた持続的な取組が計画的に実施されるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(4) 地域

本計画の対象とする地域は、市民の生活の場、事業者の事業活動の場であると同時に、多種多様な生物の生息・生育の場でもある、市全域とします。

また、方針や目標に応じて、市外の環境や、社会全体、地球全体の環境に対する配慮事項についても本計画の対象とします。

(5) 環境分野

本計画の対象とする環境分野は、本市を取り巻く4つの環境分野（自然環境、生活環境、都市・快適環境、地球環境）のうち、都市・快適環境を除く3つの環境分野と、これらに関連して行われる環境保全活動や環境教育など市民・事業者との連携・協働に関するものとします。なお、都市・快適環境については、本市の関連計画において、当該分野の環境の保全・創造を図ります。

■本計画が対象とする環境分野

自然環境	<ul style="list-style-type: none">・森林、河川、湖沼・ため池、湿地・生物多様性、外来生物・農地、里山、身近な自然環境・ふれあい活動の場
生活環境	<ul style="list-style-type: none">・大気、水質、土壌、音・振動、臭気・廃棄物（3R、ごみの適正処理、産業廃棄物、不法投棄）・まちの環境
地球環境	<ul style="list-style-type: none">・地球温暖化（温室効果ガス）・資源、エネルギー（再生可能エネルギー、未利用資源、省エネルギー）
連携・協働	<ul style="list-style-type: none">・多様な主体（市民、事業者、学術・研究機関、市など）・グリーンな経済システム（環境ビジネス、ESG投資など）・環境教育、環境学習・環境情報、環境イベント

※不法投棄：産業廃棄物の投棄やポイ捨てを含めます。

※各環境分野において、本市の関連計画で取り扱うものと重複する項目も含まれています。

■関連計画で取り扱う環境分野

都市・ 快適環境	<ul style="list-style-type: none">・都市基盤（上下水道、道路、公共交通）・快適空間（まちなみ景観、公園・緑地、公共空間）・歴史文化（歴史文化財、文化施設、地場産業）
-------------	---

※主な関連計画としては、瀬戸市都市計画マスタープラン、瀬戸市都市交通マスタープラン、瀬戸市緑の基本計画、瀬戸市景観計画などが想定されます。

3. 前計画（第2次瀬戸市環境基本計画）の総括

第2次計画は、平成12年度（2000年度）に策定した第1次計画を引き継ぐ形で、平成23年（2011年）3月に、目標年次を令和2年度（2020年度）とした10年計画として策定しました。第2次計画では、「自然を守る」「自然と親しむ」「安全・安心に暮らす」「心豊かに暮らす」「地球にやさしく暮らす・営む」「人と地域を育む」の6つの基本方針に基づき、様々な環境施策を進めてまいりました。

第2次計画を推進する中で、「やきもののまち」としての本市の歴史や文化を生み育んできた優れた自然環境を守るとともに、市民と自然環境が共存する社会の実現を図るための「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」を制定し、市独自の自然環境を保護・保全する仕組みを構築しました。

条例施行後に、「瀬戸市自然環境の保護及び保全特定地区候補地選定委員会」を立ちあげ、特定地区の候補地の選定、候補地の自然環境調査を実施し、「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を本市第1号の特定地区に指定し、当該エリアの自然環境の保護及び保全計画書を作成しました。



蛇ヶ洞川



定光寺

本市には、東海自然歩道がつなぐ定光寺や岩屋堂、海上の森など、魅力的な自然観光資源が多く存在し、これらの資源を活用して、市民のパートナーシップ型組織である「せと・まるっと環境クラブ」や「自然ガイドボランティア」と連携・協働した取組を実施しました。

重要な自然環境の保護の観点から、水源保護のための取組を位置づけ、水道施設の健全性の維持や耐震化、統廃合等について検討をしました。今後、「水の安全」については、「瀬戸市水道ビジョン」や「瀬戸市水安全計画」などの関連計画に委ねるとともに、本計画の中間見直しの際に「瀬戸市水道ビジョン（改訂版）」の内容との整合を図ります。

魅力ある「食」については、地元の堆肥を使用し低農薬で育てた農作物を認証する制度や道の駅瀬戸しなのを活用しながら、地元で育てられた農畜産物の魅力を市民に発信するとともに、学校給食に地元農産物を使用する取組と併せて食育に関する授業や農業体験を実施し、地元農業者や農作物に対する理解を深めるなど、地産地消を推進してきました。今後は、取組の成果を継承し、「瀬戸市地産地消推進計画」などの関連計画で、引き続き推進していきます。

また、第2次計画では、当時の環境情勢を鑑み、「脱温暖化」や「循環型のまちづくり」に関する取組を位置づけました。

「脱温暖化」の取組としては、「住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金（旧瀬戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助金）」を交付するなど、広く市民に再生可能エネルギー導入促進を図りました。また、本市と企業団地内立地企業とで締結する「瀬戸市環境の保全及び創造に関する協定書」添付の環境保全計画書における地球温暖化防止への取組の宣言など、事業者とともに地球温暖化防止を推進しました。平成31年（2019年）3月には、「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、自然環境等との調和に十分に配慮した再生可能エネルギーの活用を進めています。

「循環型のまちづくり」については、ごみ減量と資源化を促進するため、市民・自治会代表・事業者と市で構成する「瀬戸市ごみ減量推進会議」による取組などにより、ごみの量が減少するなど一定の効果が得られましたが、近年、ごみが減り止まっている状況も見られます。

本市の環境への取組を考える上で重要な、市民や事業者、地域との連携・協働については、第2次計画策定時において、すでに組織されていた「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」に加え、「せと・まるっと環境クラブ」が組織され、市民、事業者と市との連携・協働体制が整い、市民と市、事業者と市の2者連携による多くの取組が実施されました。

また、地域との連携・協働については、自治会等と連携してタウンウォッチングや環境保全活動などを実施するとともに、地域における守るべき自然や生物の理解に努めてきましたが、地域住民自らが主体となって取組を進めるための地域別の環境配慮指針の具体化には至っていません。現在は、地域の課題について市と地域が一緒になって取り組むことにより、その気運を高めているところです。



市民・事業者の活動の様子

このような中で、第3次となる本計画では、第2次計画での取組や現在の環境の状況などを踏まえながら、新たな課題にも対応していきます。

4. 計画の視点

本計画は、第2次計画の成果や課題を踏まえるとともに、近年の環境を取り巻く社会動向や上位・関連計画、市民や事業者の環境意識などを考慮し、以下の視点に着目して計画を策定しました。

(1) “瀬戸らしさ”を活かした計画

本市は市域面積の約 6 割を森林が占めており、森林面積の約 4 割が自然公園法に基づく特別地域（愛知高原国定公園）や県の自然環境保全地域（海上の森）といった保護された森林であるとともに、岩屋堂や定光寺などの自然観光資源も多く、大都市名古屋の近郊にあって、豊かで貴重な自然環境を有しています。

第2次計画では、この豊かな自然環境を保護・保全する仕組みとして、「瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例」を制定し、市域北部を流れる蛇ヶ洞川において、本市の特定地区の第1号となる「下半田川町蛇ヶ洞川エリア」を指定しました。

また、本市では、「瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の制定により、再生可能エネルギーを活用する際の自然環境や生活環境との調和を図るための取組を進めています。

本市における環境への取組において、特徴的なものとして、市民や事業者などとの連携・協働による取組があげられます。「せと・まるっと環境クラブ」や「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」といった市民・事業者が参画するパートナーシップ型組織による環境活動のほか、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林生態水文学研究所との地域交流に関する協定によるフィールドワークや講座の開催、本市と近隣の6大学（愛知医科大学、愛知工業大学、金城学院大学、名古屋学院大学、名古屋産業大学、南山大学）が加盟する「大学コンソーシアムせと」に基づく学術・研究機関との連携など、独自の取組を展開しています。

本計画では、今後もこのような市独自の特性や活動を活かしつつ、瀬戸らしさのある環境モデルとして広く発信していくことができる計画としました。

(2) 市民、事業者、学術・研究機関など多様な主体との連携・協働をさらに進める計画

本市では、平成12年度（2000年度）策定の第1次環境基本計画から、環境に関する取組を進める上で、パートナーシップ型組織の構築や活動の推進など、市民・事業者・市の連携・協働について、一定の成果をあげてきました。

一方で、市民・事業者アンケートにおいて、環境に対する考え方として、「環境問題は身近な問題である」とした人が9割に達するなど、環境問題に関する意識は高くなっているものの、本計画である「環境基本計画」や「瀬戸市環境パートナーシップ事業者会議」の認知度は以前に比べ、若干低下していることが分かり、パートナーシップ型組織に参加するなど積極的に活動している市民・事業者と、一般の市民・事業者との温度差が浮き彫りになりました。

本計画では、市民や事業者の環境に対する高い意識を、実際の行動に移してもらうために、市民・事業者へのさらなる普及啓発を推進し、市の環境に対する取組などの認知度を高めるとともに、新たな市民や事業者の積極的な参加を促し、大学などの学術・研究機関も交えた多様な主体との連携・協働をさらに推進する計画としました。



(3) 変化する環境情勢に対応した計画

① 持続可能なまちの実現（SDGsへの対応）

平成27年(2015年)9月の国連サミットで、地球上の誰一人として取り残さず、持続可能な世界を実現するための目標として、「SDGs（エスディー・ジーズ：持続可能な開発目標）」が採択されました。このSDGsは、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されており、これからの環境問題、まちづくりを考える上での世界の潮流となっています。

本計画では、このように、本市の環境を考える上でも、この世界的な目標を念頭において、持続可能なまちの実現を目指すための計画としました。

【SDGsにおける17の目標（ゴール）】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



② 生物多様性保全のための取組の充実

開発や乱獲、地球温暖化の進行、人々の生活様式の変化、外来種問題等により、失われつつある生物多様性の保全に向け、平成 22 年（2010 年）の COP10（名古屋市で開催）で設定された目標年を令和 2 年（2020 年）とする「愛知目標」を達成するために、国内外で生物多様性保全の取組が断続的に行われてきました。

本市においても、第 2 次計画のリーディングプロジェクトとして進めてきた特定地区（優れた自然環境の保護・保全地区）を指定するなど、生物多様性保全に向け、一定の成果をあげてきました。

本計画では、本市の希少な生物の生息・生育環境等を保護・保全していくための取組を引き続き進めていくとともに、地域の生物多様性をさらに豊かなものにしていくために、市民生活に密接した身近な自然にも目を向けた計画としました。

③ 気候変動の影響への対応

近年、夏の猛暑や多発する豪雨災害など、気候変動による影響が地球規模で深刻さを増しています。その中であって、この気候変動による影響に対応するために、平成 30 年（2018 年）11 月に「気候変動適応計画」が閣議決定され、従来の対処方法である温室効果ガスの排出削減等の「緩和策」に加え、気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」が示されました。

本計画では、従来の「緩和策」に加え、日常生活の中で市民や事業者自らが主体となって、気候変動に適応するための取組などを加味した計画としました。

④ 環境と経済、社会の統合的向上

環境をよりよく保全・創出していくためには、社会経済システムに環境配慮をいかに織り込むかが重要です。平成 30 年（2018 年）4 月に閣議決定された国の「第五次環境基本計画」において、「地域循環共生圏」の考え方が示され、その中で各地域がその特性を生かした強みを発揮し、持続可能な生産と消費を実現する「グリーンな経済システム」の構築が求められています。

また、近年では、「ESG投資」といった新しい考え方も出てきています。

本計画では、このように、今後、環境問題を考えていく上で重要となる地域資源の活用や事業者の環境への取組を積極的に後押しするための取組を盛り込んだ計画としました。